

第7期第3回横浜市税制調査会 議事概要	
日 時	令和6年11月20日(水) 午後2時00分から午後4時00分まで
会議形式	対面形式(横浜市庁舎18階 なみき9・10・11・12会議室)
出席者	青木座長、柏木委員、川端委員、柴委員、平川委員、望月委員
欠席者	上村委員
関係局	なし
開催形態	公開
議 題	第1号 横浜みどりアップ計画[2019-2023]の5か年実績及び固定資産税・都市計画税の軽減措置について 第2号 第2回会議の議題に関する追加説明及び答申のまとめ方について
議 事	別紙「議事録」のとおり
資 料	<p>【議題第1号】</p> <p>資料1 横浜みどり税条例の概要 (財政局作成)</p> <p>資料2 横浜みどりアップ計画[2019-2023]について (みどり環境局作成)</p> <p>資料2【別紙1】 横浜みどり税 執行額一覧(第3期) (みどり環境局作成)</p> <p>【議題第2号】</p> <p>資料 第2回会議の議題に関する追加説明及び答申のまとめ方について (財政局作成)</p>

第7期 第3回 横浜市税制調査会 議事録

令和6年11月20日(水)

14時00分から16時00分まで

横浜市庁舎18階 なみき9・10・11・12会議室

<p>主 税 部 長</p>	<p>第7期第3回横浜市税制調査会始めさせていただきます。本日もご多忙のところ ご出席いただきましてありがとうございます。まず会議の開会にあたりまして、定 足数ですが、本日上村委員がご欠席となっておりますが、委員6名にご出席をいた だいており、過半数以上となりますので、定足数は満たしております。</p> <p>本日の税制調査会の議題ですが、大きく2点掲げております。</p> <p>1つ目は横浜みどりアップ計画の5年間の振り返りと、加えて固定資産税・都市 計画税の軽減措置で1つのかたまりです。ご説明したのち、ご議論いただきたいと 思います。</p> <p>2つ目は第2回会議でいただいたご質問についての追加でのご説明と、今年度答 申としてまとめていただく際の方向性などについてご議論いただきたいと考えてい ます。</p> <p>続きまして、議事の公開ですが、調査会の会議は要綱の規定により公開するとさ れておりますが、会議の全部又は一部を公開しないとする場合には委員が決定する ものとされておりますが、如何いたしますか。</p>
<p>座 長</p>	<p>今回は特に内密にすることは一切ありませんので、公開をお願いします。</p>
<p>主 税 部 長</p>	<p>ありがとうございます。それでは早速議事に入りたいと思います。ここからの議 事進行は、座長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いたします。</p>
<p>座 長</p>	<p>それでは皆様、お忙しいところありがとうございます。それでは早速議題に入り たいと思います。</p> <p>今ご説明いただいたように2つの議題がありますけれども、本日は、みどり環境 局の方に来ていただいて、横浜みどりアップ計画の5年間の計画期間がちょうど終 わったところでは、昨年度に横浜みどり税の延長を審議した際には、最後の1年の 状況が我々は分からなかったのですけれども、その最後の1年を含めた実績と、特 に我々の方で関心事である固定資産税等の2つの軽減措置がありますが、緑化率の 高いところと農業用施設用地というところでもかなり何回も繰り返しの審議をして おりますので、その点の実績についても含めて、併せてご報告をいただくことにな っています。横浜みどり税の創設当初から関わっておられる委員が多いですが、途 中からの委員もいらっしゃいますので、税制の方から、簡単に説明をお願いします。</p>
<p>企 画 係 長</p>	<p>それでは、議題の第1号のうち、まず横浜みどり税条例の概要について、横浜み どりアップ計画の振り返りの前に、確認の意味でご説明します。</p> <p>右肩に「議題1 資料1」とあり、表紙に「横浜みどり税条例の概要」とあるも のをご覧ください。</p> <p>1ページ開けていただくと、資料の目次があります。1番目として「横浜みどり 税の概要」、2番目に横浜みどり税条例に定められている固定資産税及び都市計画 税の軽減措置、今座長からおっしゃっていただいた2つの軽減措置についての概 要、3番目としてこれまでの税制調査会でいただいていたご意見について簡単にま とめたものをご用意しました。</p> <p>次のページ以降からご説明に入ります。3ページをご覧ください。「横浜みどり 税条例の全体像」についてです。</p>

リード文にあるとおり、緑の保全及び創造に資する事業の充実を図る目的で、横浜みどり税と固定資産税などの軽減措置を定めています。平成20年に制定しました。リード文の下ですが、施行は平成21年4月1日となっています。

次のページをご覧ください。横浜みどり税の市民税の超過課税分の概要になります。リード文にあるとおり、緑の保全・創出の取組を進めるための安定的な財源として創設されました。先ほど申し上げたとおり、平成21年度から課税が始まりました。課税期間は5年間、課税方式は個人・法人市民税の超過課税となっています。

使途は、樹林地・農地の確実な担保などで、この資料の一番下に使途として①から④まで書いてあるとおりです。

次のページをご覧ください。横浜みどり税の概要で、税率について示しています。個人市民税は均等割に年間900円、法人市民税は年間均等割額の9%相当額を上乗せしています。詳しくは下にあるとおりです。

次のページをご覧ください。税収と納税義務者数の推移です。リード文にあるとおり、税収額は、約28億円から29億円で推移しています。安定的な財源として活用しています。

次のページをご覧ください。ここからは、みどり税条例に定めている固定資産税及び都市計画税の軽減措置の概要です。

次のページをご覧ください。緑化基準を超える緑化に対する固定資産税・都市計画税の軽減措置の概要です。リード文にあるとおり、敷地面積500平米以上の建築物敷地において、一定基準以上の緑化を行い、その緑地を10年間保全する契約を市と締結した場合、上乗せ緑化部分の固定資産税等を軽減する措置です。具体的なイメージは、このページの左下のイラストを見ていただくと分かりやすいと思います。が、基準緑化部分を超えてさらに木を植えている場合等に軽減措置を適用します。

次のページをご覧ください。適用実績を示しています。リード文にあるとおり、新規に認定された筆数は令和元年から減少傾向が続いています。軽減相当税額も同様に減少しています。令和6年度課税分における軽減相当税額は4,000万円程度です。

次のページをご覧ください。宅地内の農業用施設用地に対する固定資産税・都市計画税の軽減措置の概要です。リード文にあるとおり、農地の保全を図るため、一定の状況を満たす農家の住宅敷地内にある農業用施設用地に係る固定資産税・都市計画税について、一般の農業用施設用地の税額との差額相当分を10年間軽減する措置です。

次のページをご覧ください。軽減措置の適用実績です。リード文にあるとおり、新規に認定された筆数は令和元年以降、毎年35筆程度です。軽減相当税額も、毎年1,100万円程度で推移しています。

次のページから、税制調査会と、その前身である税制研究会時代も含めて、固定資産税・都市計画税の軽減措置に対するご指摘について、それぞれの期ごと・答申ごとにまとめました。

次のページをご覧ください。平成20年度の横浜市税制研究会の最終報告書での指摘事項です。リード文にあるとおり、「特定施策誘導手法としては、補助金の方が透明性の点で優れている。」としたうえで、緑の創造を目的とした税負担の軽減措置については、「緑化基準を超えた緑化を誘導し、さらに高いレベルでの緑化促進に向け、税負担の軽減 措置の活用も有効であると考えられる。」とされておりま

	<p>次のページをご覧ください。平成25年度の税制調査会の答申でのご指摘です。リード文にあるとおり、「1件当たりの軽減額のインパクトが小さく感じる部分もあるが、市街地等の緑化誘導や農地の維持保全に対するインセンティブとして、一定の成果は出ており、これらの制度を導入した成果はあったと考える」とされています。</p> <p>次のページをご覧ください。平成30年度の税制調査会の答申でのご指摘です。リード文にあるとおり、ここでも「1筆当たりの軽減額のインパクトが小さく感じる」としつつも、「適用件数及び面積は着実に増加」しており、「市街地等の緑化誘導や農地の維持保全に対するインセンティブとしての効果が一定程度は出ていると考えられ」とされました。</p> <p>次のページをご覧ください。令和5年度、昨年度の答申におけるご指摘です。リード文1つ目の丸ですが、当該制度に「定期的な検証の目が向けられるべき」とされ、「減税の適用件数や軽減金額をみても低調であり、わざわざ軽減措置を行うほどの実績が上がっているようには思えない」とされました。2つ目の丸ですが、当該軽減措置が「この先も維持すべきかどうか、慎重な検討がなされるべき」とされたうえで、「政策的な助成が必要であれば、税を用いずに補助制度として行うほうが良い」とされました。</p> <p>資料1の説明は以上です。</p>
座	長
戦略企画課担当課長	<p>続けてみどり環境局の皆様、ご説明をお願いします。</p> <p>みどり環境局戦略企画課長の松本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>昨年度税制調査会におきましてもご議論いただき、本年度からは、4期目となる横浜みどりアップ計画[2024-2028]をスタートしているところですが、本日は、昨年度計画期間を終了しました横浜みどりアップ計画[2019-2023]につきまして、ご説明します。</p> <p>まず、お手元の配布資料の確認をします。本日お配りしているのは、右肩に「議題1 資料2」と書かれている、横浜みどりアップ計画[2019-2023]の資料です。もう1つが、「別紙1」と記載した第3期横浜みどり税執行額一覧。こちらの2点です。</p> <p>それでは、資料2の1ページ目をご覧ください。本日の説明内容ですが、目次で示しているとおり、「1 横浜みどりアップ計画[2019-2023]の5か年実績について」、「2 固定資産税等の軽減措置について」ご説明します。</p> <p>2ページ目になりますが、1番として「事業執行について」、「①計画の全体像」から「⑤横浜市みどり基金残高の推移」について、また2番として「主な実績について」、柱ごとに代表的な事例を中心にご説明します。</p> <p>3ページ目をご覧ください。計画の全体像ですが、下の図で示しているとおり、全13事業のうち、横浜みどり税を充当しているのは、右側に黒丸をつけた10事業が対象となります。</p> <p>1ページ進んでいただき、5か年執行額ですが、全体事業費が436億円、うち横浜みどり税充当額は、138億円です。柱別の横浜みどり税充当額は、右側の円グラフにもあるとおり、柱1が62%、柱2が4%、柱3が34%となっております。なお、カッコ内の数字52.8%、9.4%、37.7%は、計画時点の柱別の割合となっております。</p> <p>次のページをお願いします。柱ごとの5か年執行額についてですが、「柱1 市</p>

民とともに次世代につなぐ森を育む」の全体執行額は、329億円、執行率は89.5%となっております。うち横浜みどり税充当額は、85億円、執行率は118.5%となっております。下表にもあるとおり、柱1の事業費の約9割を占める「事業①緑地保全制度による指定・買取り」におきまして、執行額が291億円、執行率は88.9%、うち横浜みどり税充当額は57億円、執行率は138.4%となっております。以下、事業ごとの計画額と執行額、執行率について示しています。

6ページ目をご覧ください。事業①「緑地保全制度による指定・市による買取り」では、国費の認証額の減を補うため、横浜みどり税を充当しました。下の表では、財源別の計画額、執行額、執行率を示しています。

次のページをお願いします。こちらは、計画開始以降の柱1事業①の単年度ごとの執行額の推移を示しています。下から3段目、赤文字で「15年計」と書いていますが、執行額は970億円となっており、うち横浜みどり税充当額は144億円となっております。

次のページをお願いします。8ページですが、こちらは先ほどの表を単年度ごとの棒グラフで示したものとなります。

次の9ページは、同じく、折れ線グラフで示しています。

10ページ目に参ります。「柱2 市民が身近に農を感じる場をつくる」の5か年執行額についてですが、全体で24億円、執行率は58.1%、うち横浜みどり税充当額は、6億円、執行率は44.5%となっております。

柱2の事業費の6割を占める「事業②農とふれあう場づくり」におきまして、執行額が11億円、執行率は42.1%、うち横浜みどり税充当額は2億円、執行率は29.1%となっております。下の表は、事業ごとに計画額、執行額、執行率を示したものになります。

次のページ、11ページ目をご覧ください。「柱3 市民が実感できる緑や花をつくる」の5か年執行額についてですが、柱3の執行額は83億円、執行率は88.6%、うち横浜みどり税充当額は47億円、執行率は91.4%となっております。特に、「事業④ 緑や花による魅力ある空間づくり」は、市民が身近にみどりを実感できるよう都心臨海部等での緑の創出・維持管理の充実による増額となっております。下の表は、事業ごとの計画額、執行額、執行率を示したものになります。

12ページ目ですが、これは先ほどの別紙1にまとめていますので、後ほどご確認いただければと思います。

13ページ目をご覧ください。「横浜市みどり基金を中心とした財源の流れ」ですが、横浜みどり税を区分経理する「横浜市みどり基金」は、この5か年の税込144億円と計画前残高9億円の合計153億円から、横浜みどり税充当事業に138億円執行したことで、残高が16億円となっております。

次のページです。「横浜市みどり基金の残高の推移」ですが、こちらの表は、年度ごとにみどりアップ計画開始以降の横浜市みどり基金の残高の推移を示しています。

15ページ目になります。こちらは、先ほどの表をグラフにまとめたものです。棒グラフでは、基金積立額と執行額を、折れ線グラフでは、前年度繰越と年度末残高の推移を示しています。

16ページ目になります。みどりアップ計画におきまして横浜みどり税を充当している取組のうち、主な取組の実績についてご説明します。まずは、「柱1 市民とともに次世代につなぐ森を育む」の事業①取組1「緑地保全制度による指定の拡

大・市による買取り」ですが、第3期は、176.9haを新規指定しました。第1期は527.2ha、第2期は378.4haを新規指定し、15か年で1082.5haの新規指定となっています。みどりアップ計画前と比べ、3倍以上のスピードで樹林地の指定が進んでいます。

次の17ページ目をご覧ください。「市による樹林地の買取り」事業についてですが、第3期は、75.6haの樹林地の買入れ申し出に着実に対応しました。第1期は124.6ha、第2期は105.6haについて買入れ申し出に対応しており、15か年で305.8ha買取りました。下のグラフは、樹林地の買取りの累計面積を棒グラフで示しており、今後買取りが発生し得る私有樹林地の面積の推移を折れ線グラフで示しています。

次の18ページに参ります。樹林地の保全状況についてですが、保全済みの樹林地は、1,581haであり、指定対象となる樹林地約2800haの約56%となっています。緑地保全制度による指定地のうち、今後買取りが発生し得る樹林地は434haとなっています。図の横長棒グラフの左から2番目がそれにあたります。買取りが発生する制度か否かにつきましては、※1、※2で示しているとおりです。

19ページ目をご覧ください。「柱2 市民が身近に感じる場をつくる」の事業①取組1「水田の保全」ですが、第3期は、111.1haの水田について水田保全契約を締結しました。市内の水田面積全体の約9割の保全につながっています。

20ページ目になります。事業②取組1「様々な市民ニーズに合わせた農園の開設」ですが、第3期は、19.86haの農園を開設しました。計画開始以降、300か所以上の農園が開設されており、緑の保全・創造の重要性を市民に意識してもらうために、有効な取組となっております。

続きまして、21ページ目をご覧ください。「柱3 市民が実感できる緑や花をつくる」の事業①取組2「街路樹による良好な景観の創出・育成」ですが、第3期から駅周辺や区の代表的な路線などを中心に、老木化した桜並木など地域で愛されている並木を再生し、街路樹による良好な景観づくりを推進しました。全体で9路線の整備を行っています。

続いて22ページです。事業②取組1の「地域緑のまちづくり」では、第3期では、新たに23地区と協定を締結しました。計画開始以降、70地区で展開されています。右図の市域図に該当地区をプロットしております。臨海部を中心に市域全体での取組となっております。

続きまして23ページ目です。ここからが2番の固定資産税等の軽減措置についての説明になります。この制度は、農地の保全に不可欠な農業用施設を10年間継続して利用することを条件として、農家の住宅敷地内にある農業用施設用地の固定資産税・都市計画税を10年間軽減することにより、農地の保全を図るものです。下段に、対象土地などについて記載しています。

25ページ目になります。軽減措置の導入背景と必要性についてですが、横浜みどり税とともに、税制度の面から緑の保全及び創造を促進する方法として、当該税負担軽減措置を講ずることにより、農地保全を推進するものとして、本市として整理・導入しました。農地を維持する上で、農地と農業用施設は一体であり、農業用機械や資材を置く場所、加工所や集出荷施設などが必要となります。農地に農業用施設が乱立しますと景観を損ねることから、当該税負担軽減措置により、本来、農地に設置可能な施設を宅地内に設置誘導することで、良好な農景観を保全しています。下の図が模式図になっています。

	<p>26ページです。実績についてですが、令和5年度末時点で、399棟の農業用施設用地について軽減措置を適用しています。また、昨年度の答申でもご指摘いただいているところですが、令和6年度から事業の効果測定の手法の検討を含め、令和7年度までに実施していく予定です。</p> <p>27ページ目になります。続きまして、「基準以上の緑化に対する固定資産税等の軽減措置について」ですが、この制度は、緑の環境をつくり育てる条例や緑化地域制度等に定める緑化基準を超えて一定の緑化が行われた建築物敷地について、緑地を10年間保全することを条件に、当該建築物敷地に対する固定資産税・都市計画税を10年間軽減するものです。下段に、対象土地などについて記載しています。</p> <p>28ページになります。次に、軽減措置の導入背景と必要性についてですが、横浜みどり税とともに、税負担軽減措置によるインセンティブ効果によって、緑の保全及び創造を促進する方法として導入しました。緑の環境をつくり育てる条例等に基づく緑化協議や緑化地域制度によって、条例等に定められた緑化基準レベルの緑化率は確保されますが、さらに高いレベルでの緑化推進に向けては誘導策が必要となっています。また、まちなかで緑を創出・維持していくためには、民有地の緑化における市民や事業者の主体的な行動促進が重要ですが、緑地管理には金銭的負担があることから、一定規模の緑地を保全していくための負担軽減策が有効となっています。</p> <p>最後のページ、29ページになりますが、実績について、令和5年度時点で、88件の軽減措置を適用しています。説明は以上となります。</p>
座長	<p>ありがとうございます。それでは委員の皆様、今ご報告いただいて、特に最後の1年が不明だった状態で次年度以降継続の答申を申し上げたところですが、第4期がまだ始まったばかりとはいえ、今からおかしなことがあれば注文を出していかないといけないので、何なりと、どこからでも結構です。まずはみどりアップ計画全体についてのご質問からでも結構です。後の方で軽減措置についてまとめて議論しようと思います。まずはみどりアップ計画5年目ということでのどのような状況なのかということですか。いかがでしょうか。</p>
委員	<p>資料2の数字に関して教えてほしいのは、6ページ1-②5か年執行額の実績ですが、ページ中央の表の中の一番右の下、みどり税の執行率やみどり税以外の執行率で100%を超えて、みどり税以外は108.8%、みどり税は138.4%となっていますが、数字上100%を超えてオーバーフローしている8.8%や38.4%というのはどこから来ているのですか。</p>
戦略企画部長	<p>みどりアップ計画は3つの柱でいろいろな事業をパッケージでやっております。そのパッケージの中で、出っこみ引込みがどうしても出てきますので、その全体の中でやりくりをしまして、この事業①緑地保全制度による指定の拡大・市による買取りについては、みどり税を38%、余分に使わせていただいたところです。</p>
委員	<p>そうすると、予算の上での配分額に比べて実績で配分額ほど使わなかったところがあるので、そこから持ってきたと。それは、みどり税を財源にしているし、金額の中で調整をしているという意味ですね。それから、みどり税以外の一般財源のところも同じく、事業計画の中の当初の100%と比べて使わなかった部分から持ってくる。一般財源だから、全然関係ないところから持ってきているのかもしれないですけども。</p>
戦略企画部長	<p>みどりアップ計画の事業費の中でのやりくりです。</p>
委員	<p>総額は動いていないわけですね。</p>

戦略企画部長	動いていないです。
委員	分かりました。
戦略企画部長	みどり税に関しては、税収が当初の想定よりちょっと多かったというところがあるので、その分も余分に使わせていただいているところがあります。
委員	年次事業計画と関係なしに。当初の事業計画の予算があるじゃないですか。
戦略企画部長	5年間の事業計画を超えてはいないです。
委員	5年としては超えていないけど、単年度では超えている可能性がある。
戦略企画部長	そういうことです。
委員	だからどこかで増えれば、次の年は調整して落としている。
戦略企画部長	そういうことです。
委員	分かりました。ありがとうございました。
座長	今の点、結構この部分は重要ですので、いかがでしょうか。6ページと7ページになります。一番目に付くのがやっぱり国費が激減している点で、これを埋めるには一般財源をつぎ込む以外なかったのかなと想像はできるのですが、国費のこの変化は、どうしてなのでしょう。
戦略企画部長	国費の対象になる事業については国に申請をしているのですが、希望通りにはなかなか付かないというのが、実態としてはあります。それは国の事情として、全国を見渡した中で優先度を付けた上で「横浜市はこれくらい」というところもあると思いますし、この5か年というと、横浜市はGREEN×EXPO 2027に向けてかなり国費も使いながら上瀬谷での事業も進めていますので、そういう関係もあってこの事業については当初想定したほど国費は付かなかったという事情もあるかなと思います。
座長	この辺は次期に向けては何か調整されたのか。特に最後の2年は激減していますので、第4期に向けて何かこの点で考慮されたのか、あるいはされていないのか、いかがでしょう。
戦略企画課担当課長	この金額のかなりの割合を占めるのが、樹林地の買取りになります。実は令和4年度・令和5年度は買取り自体が少なくなっているところがあります。そのため、事業費全体としてそれに応じて国費も落ちているというような形になっています。
座長	どこを問題視するべきか悩ましいのですが、国費の落ち込みが今のように買取りが減っているということであれば、買取りが減っているのだからもうそろそろみどり税をやめてもいいんじゃないか、という話にもなりかねないのですが。もう少し質問を広げましょうか。樹林地の買取りが減っている資料は8ページですか。
戦略企画課担当課長	17ページのグラフを見ていただくと分かりやすいと思います。
座長	実績がだいぶ落ちている、以前と比べると。第4期の予想も確か見せていただいたような気はして、明確に減っていたような記憶なのですが、このまま推移として続きそうな感じですか。
戦略企画課担当課長	青い棒グラフが買取りの対象となる樹林地になりますが、これに対して4.5%程度、毎年買入れがあるというのが過去の事例を用いて出しているところ。令和1・2・3年度についてはおおむね20ヘクタールということで大体同等のところだったのですが、令和4年度・5年度はちょっと少なくなっています。明確な理由とはならないかもしれませんが、令和2年度にコロナ禍となり、その時に地権者の方と対応する機会がずいぶん減りました。特別緑地保全地区は買取りの対象となる制

	度ですが、令和4年度・5年度あたりは、コロナ禍により指定が少し減った部分の影響があります。指定されたからすぐに取り戻してほしいという方もいらっしゃるが、引き続き持っていたいという方も両方いるのですが、指定されると割と早めに手放す方もいらっしゃるの、そういった数値がこの4年度・5年度については少なかつたのかなと感じています。
座長	第4期については、計画額はどれくらいですか。
戦略企画部長	415億円です。
座長	各年度でいくと大体、今見えているものが一番分かりやすいので、20くらいのが半分になっているわけですが、第4期の1・2・3年目辺りはどのように計画していますか。
戦略企画課担当課長	年度ごとには出していませんが、全体で買取りが5か年で251億円ですので、単年度で割ると大体50億円くらいになるかと思えます。面積で行くと100ヘクタールです。
座長	5年間で100ヘクタールだと、1年で20ヘクタールですか。
戦略企画課担当課長	はい。
座長	そうすると従来通りのペースを一応計画していると。
戦略企画部長	18ページを見ていただくと、棒グラフの中で左から2つ目の未取得の私有地が434ヘクタールまだありますので、これがしばらくは毎年一定の割合ずつ買取りの対象として挙がってくるというところで、引き続き取組が必要だと考えています。
座長	この辺は見通せたかなという感じですが、いかがでしょうか。他のところでも構いません。 私の方で教えていただきたいのですが、3本柱の構成比、今回は1枚紙なので5年間のだけは分かるのですが、61.8と真ん中を飛ばして34.1というのは分かるのですが、これは各期のものを忘れてしまったのですが、少し教えていただけますか。 5年毎の柱の構成比。確か前に一覧でいただいたような記憶があるのですが、これが果たして今は下がっているのか、上がっているのか、我々、税制調査会として注文を付けたと思うので。中心はやっぱり第1の柱ですよね、ということは何度も念押しをしているところです。 1期・2期は執行額でもいいです。要は執行額でこの柱1が減ってなければ我々安心するのですが。
戦略企画部長	確認させていただいてよろしいでしょうか。
座長	では今の質問へのお答えは後でいただくとして、他にいかがでしょうか。 〇〇委員お願いします。
委員	議題1資料2の6、7ページのところに関連してなんですけれども、先ほど座長がみどり税をやめてしまうかどうかも含めて、とおっしゃっていましたが、そういう方向というよりも、私は、まず財源が足りるのかというというのがよぎるわけです。執行率が108.8%から138.4%となっているときに、全体としてどうなのかと。それで〇〇委員がご質問されていて、それに対して、流用してなんとか計画内でやっていますということなので、多分問題ないとは思いますが、本当に適正なのかというのは私たちが知りたいこととなりますので、教えていただきたいです。 資料2の6ページのところで、緑地保全制度による指定の拡大・市による買取りでは、国費の認証額の減を補うため横浜みどり税を充当した、と書かれているの



委員	みどりアップ計画全体の中で柱1を計画どおりに執行するために柱2と3の予算が削られている可能性はありますか。
戦略企画部長	そうですね。結果としてそういう状況にはなっています。
委員	そうすると、予算としては国に申請した30億円が交付されるということを前提に立てているということですか。
戦略企画部長	そうです。
委員	実際には、過去の実績では半分程度しか交付されていないのはわかっているけれども、補助割合が3分の1だから、国費としては30億円要求して、予算上はその3倍の額になるということですね。
戦略企画部長	原則は、そういう形です。
委員	執行額で調整しているということですね。かつ中身は、柱2と3が減らされている可能性がある。あるいは、一般財源を多く充てるか、基金残高を充てて執行する可能性がある。
戦略企画部長	一般財源と市債は5年間みどりアップ計画で決めた額以上は使えないということになっています。
委員	そうするとバッファになるのはみどり税しかないということですね。だから、みどり税を前倒しして充てているということですね。 かつそれは、国費が要求した額の50%しか交付されないということが経験的にわかっているにもかかわらずそのようにしていると。
戦略企画部長	そういうことです。
委員	前倒しにするっていうことが、経常的に続いているのですよね。
戦略企画担当課長	認証率も波がありまして、一定で50%ということではなくて、そのあたりも勘案しながら、というのが難しいです。先ほどありましたとおり、30億円を国に要求して、それが8割つくのか、5割つくのかは、4月になってみないとわかりません。
委員	なるほど、そうですね。でもやはり100%ということはなく、20~30%ということもないですね。あるいは、0と言われる経験もあるのですか。
戦略企画部長	今までの実績から0ということはありません。
委員	そうすると、幅があってもある程度は過去実績でこれぐらい交付されるのではないかと、というのはなんとなくわかりますよね。それが10%、20%上振れするか下振れするかぐらいで留まると。
座長	資料2の7ページ見ると、各年度だいたい計算できます。
委員	ただ、交付額が大きく落ちた原因はご説明いただきましたけども、そこは予測可能性を空振りさせられたわけですね。
戦略企画部長	あとは、樹林地の買取りの場合は、その前の年度にこれぐらい買取りがあるだろうと想定しても、そこまで多くなかったとか、単価がそれほど高くなかった等で想定どおりにはならないこともあります。こうしたことがこれまで実態としてはありますので、最後結果としてお示しした数字ということかと思います。
委員	そうすると、次のみどりアップ計画の期の入口では、国に対して執行額が減ったところを説明しないといけないわけですね。令和4年と令和5年で国費が減ったということは国もわかっているわけですから、なぜ執行額が減ったのか、その原因をみていると、先ほどご説明いただいたコロナの影響で買取りの交渉が止まってしまって、結局進まなかった。だけどコロナがほぼ明けたため、また従来に戻って保全をお願いしたり、場合によっては買取りますということを山林所有者に対して告知をしたり、買取りの希望について聞いている、といったことを国に説明しないと、

	前の国費の水準には戻らないってということですね。
戦略企画部長	そういうことです。
委員	どのような交付金を使っているのですか。
戦略企画担当課長	樹林地については、社会資本整備総合交付金の対象となっています。
委員	他には何を使っているのですか。
戦略企画担当課長	例えば、公園を整備するときには、防災・安全交付金を使わせていただいています。
委員	申請する権利があるから、当然申請するのはありだと思いますけれど、頼らないということも考えられるのですか。
座長	無理でしょう。
戦略企画部長	できるだけ他の財源を確保していくというのが我々の基本的な姿勢であります。
委員	それについて広報はできないのですか。横浜市としてはみどり税も財源にしているけれども、国からもしっかり交付金の交付を受けていて、そういった財源を確保するための努力をやっている。当初からみどり税だけで組み立てるのではなく、国などの補助金等の資金援助を得つつ、しかし不足する部分はみどり税を充てたい、ということも言いやすくなると思います。 国に対しては、事業の財源としてみどり税を徴収しているので、不足する部分は交付金を要求するという話なのかもしれませんが、利害関係者によって違うと思いますが、一般市民に対して「横浜みどり税が必要です」というときには、横浜みどり税だけに事業費全体を頼っているのではなくて、国の制度はちゃんと活用して、交付金など可能な限り財源を確保できるよう努力していますと言ったほうが良いですね。
戦略企画部長	当初、みどり税を始めるときも、他の財源を最大限確保した上で、その他のところはみどり税に頼る形をお願いしたいという形でした。
座長	一般の方はほとんど知らないと思いますから、この辺はむしろ情報公開をした方が逆に得かなという気はします。税制調査会としても、この点は別に隠すことではないですから前向きに出した方がいい。
委員	広報は常にし続けたほうが良いと思いますね。予算的には無駄には見えても一般市民の理解を得るために必要なことですから。ところで、みどりアップ計画の中で、県からの補助はないのですか。
戦略企画部長	県からの補助として、みどりアップ計画の中で使っているものはないです。
委員	国の補助はきちんと要求していることを広報して、それでも不足する分を補うため、みどり税も引き続き必要であるというふうに位置づけた方がいいですね。
委員	続きの質問なのですが、今までは足りないのですかという質問だったのですけれども、先ほど、横浜みどり税執行率が138.4%となっていたと思うのですが、流用できるということは余っているという見方はできませんか。
座長	みどり税単体で言えば、議題1資料2の15ページ。
委員	流用すること自体は悪いことではありませんが、横浜みどり税を徴収しすぎているという見方はどうですか。
座長	基金を見る限りは、20億ぐらいなので。
委員	このままいくと、基金に積み立てられていくわけですよ。
座長	基金の扱って難しいですよ。これは何が正しいというのが難しいので。いか

		がですか、この推移。
委 座	員 長	積んだらこうなったということですね。 もともとの性格からすれば、余ったら積んで当然のお金ですけれども。
委 座	員 長	取り崩す支出のタイミングが将来だから積んでいるのではなくて、必要だから積んでいるだけで、将来いつ使うかは分からないわけですよ。
		難しいですよ。我々は積みすぎても、不足しても苦言を呈しますからね。
委 座	員 長	さきほどの話で、横浜みどり税の執行率が130%になっていましたが、それは基金から多く支出した、つまり前倒して使っているため、将来多く使うことはできなくなっているわけですね。
		いかがでしょうか。他にございますか。 〇〇委員お願いします。
委 座	員 長	確認ですが、令和6年度から森林環境税が課税され始めましたが、みどりアップ計画にはそれは使われていないですよ。やはり市民としては一緒のものだと思っている気がします、何か切り分けされているのでしょうか。
主 税 部 長		市民の方からもそういったご質問は多くいただいているのですが、我々としては明確に切り分けています。去年の令和6年度以降のみどり税の取扱いに関する議論の際も税制調査会でご確認いただきましたが、森林環境税は林業支援が大前提の税金です。ですが、横浜市には林業がありませんので、使いみちとしては木材の活用ということで、主に今小学校や中学校の校舎の木質化というところに充当しております。校舎の建て替え時の木質化、あとは武道場等の壁とかを木質で覆うとか。また、公園に設置するトイレの木質化ですとか、そういったことを行っています。ですので、使いみちとしては明確に切り分けているというところです。
委 座	員 長	その木は、輸入とかではないですよ。
主 税 部 長		国産木材です。
委 座	員 長	その説明が結構大変ですね。
主 税 部 長		みどり税は、みどりの保全・創出という大目標があるので、その目的で使い分けてはいるのですけれども、やはり市民の方から見ますと、みどりと森林というのは同じように捉えられますので、説明はしているのですがご質問はいただいているところです。
委 座	員 長	みどりアップ計画のパンフレットにQ&Aで、両方異なるものだと載せていますよね。それを広報して市民の方々に理解を深めていただかないと。
主 税 部 長		はい。市民の方は二重課税、三重課税だとおっしゃる方もいらっしゃいます。
委 座	員 長	私たちも国税ができるときに、横浜みどり税と森林環境税は、まったく異なっているものということを言っています。
委 座	員 長	毎年説明しないと。みどりアップ計画の冒頭に、ずっと掲げていただいて。
委 座	員 長	継続して載せておくしかないですね。
委 座	員 長	絶対これは広報しなければいけないですよ。
委 座	員 長	出る質問ですし、否定すべき誤解ですからね。 あと、いかがでしょうか。
委 座	員 長	冒頭にありました、みどり税の充当の割合についてですが、決算額ベースで柱1がどれぐらいの割合でみどり税が充当されているかということですが、第1期が68.6%、第2期が51.2%に下がります。第3期が結果として先ほどの61.8%にまた上がっているという状況になっています。

座	長	わかりました。このまま維持できればいいのですが。それ以外にいかがでしょうか。
委	員	みどり税条例で定められているものを、一部変更する場合はどのような手続きをとるのですか。
主 税 部	長	条例改正をすることになりますので、市会に議案を出して対応します。
座	長	それでは、議題の1の後半部分に入ります。固定資産税の軽減の措置です。宅地内の農業用施設用地に対するものと基準以上の緑化に対するものです。では、〇〇委員のご質問からお願いします。
委	員	前年度の答申の反応はいかがだったのか。
座	長	ページで言いますと、議題1資料1の13ページ、14ページ。令和5年に答申出していますので、16ページあたりです。市会で何か発言があったのか、それともなかったのか。
主 税 部	長	財政局側の委員会では、固定資産税・都市計画税の軽減措置に対する指摘事項について発言はなかったように記憶しています。
戦 略 企 画 部	長	みどり税を延長することの是非については議論がありましたけれども、固定資産税・都市計画税の軽減措置に対する指摘事項に関して特段のやり取りはありませんでした。
委	員	確認なのですが、議題1資料2の27ページの基準以上の緑化に対する固定資産税等の軽減措置について、新築の時に契約を結ばないといけないものですか。
公 園 緑 地 部	担 当 部 長	10年間の契約ですので、新築でなくても10年経った後に再度契約することができます。
委	員	初めて契約するときは新築でなくてもいいのですか。
環 境 活 動 事 業	担 当 課 長	新築でなくても、既存の住宅でも基準に適合していれば。
委	員	既存の住宅でも、法令基準プラス5%以上に達していると自分で考えたら、市役所との間で緑化認定を受けたいと申し入れがあって、それに適合していて、認定証が交付されると、そこで10年の保全契約が締結できる。
環 境 活 動 事 業	担 当 課 長	一連の手続きをとることができます。
委	員	わかりました。一方で、みどり税で開発抑制しながら、緑化の方は新築しか対象にしていないというと、ブレーキとアクセルを同時に踏んでいるような気がしたので。開発抑制すると、中古住宅が相対的・割合的には増えていくわけですね。それを所有する方も緑化はしていただいた方がいいと思いますし、現実にはできる場所もあると思います。面積的に結構大きいので、500平米というと、おそらく小規模マンションか、大きな戸建てということで経済的に余裕があるでしょうから、積極的に軽減措置を受けていただいて、その代わり、周辺に緑が見えるような環境整理を自宅の中でやっていただくというのも重要だと思います。
座	長	いかがでしょうか。議題1資料1の9ページになりますが、件数・面積ともに激減している状態で、〇〇委員にご質問いただいたところで、制度の開始がみどり税の翌年度の平成21年度からということになるので、令和元年までが10年間。そこで更新があまりなく、三分の一に落ちています。それ以降も申請件数が激減してほぼ0という状態になっていますが、これをどう考えるか。

委 員	更新が減ったっていうのはなぜなのでしょう。なにが原因になっていると分析されていますか。
公 園 緑 地 担 当 部 長	再度の申請について多少の手間が生じるということで、減少が生じている。加えて、10年で高齢化して相続を検討していて、保全を約束できないので再度の申請をしないという方が見受けられました。
座 長	事務局の推計ですと、だいたい1年で数千円なのです。10年間やったとしても、金額的には知れています。固定資産税一件で、面積にもよりますが十数万が固定資産税の税額になりますので、そのうちの数千円をどう考えるかということになります。
委 員	それは、500平米ぎりぎりの話ですよ。
座 長	もちろん土地の面積にもよるのですが、我々からすると効果自体を改めて見ないといけないのかなど。議題1資料1の9ページの軽減税相当税額は、当初からすると、だいぶ税額自体も落ちてきていますので、これはもう3期しかないですが。3期の中でも落ちてきているということになります。
委 員	これは1回きりなのですか。
公 園 緑 地 担 当 部 長	10年経てば、再度契約ができます。
座 長	できたときは358筆分で、その方のうち、再度申請された方が三分の一となっている。
委 員	契約締結の数の中で、集合住宅と戸建ての割合はどうなっていますか。
環 境 活 動 事 業 担 当 課 長	令和5年度実績の中で、個人が37、集合住宅が17、事業所が5でトータル59となっています。ただし、集合住宅及び事業所は、その面積が500平米よりも大きいと想定されますので、軽減額について今はわからないのですが、件数は先ほどのおりです。
委 員	なるほど。最初の契約でその後更新されなかった方がいらっしゃるって、その理由の一つで、これから先10年間守れるかどうかわからないというのは、個人の戸建てだと当てはまるかもしれませんが、マンションだとそうとも言いきれないかと思えます。集合住宅の場合、緑化するのは区分所有部分ではなくて共有地の部分ですよ。そうすると、マンションの賃貸ではなくて、所有している人たちでも全員が入れ替わるということは多分ないので、1人2人が引っ越して抜けていって次の人が買って入ってきても共有地の部分については、そのまま維持できるような気がします。 個人が単独で所有している戸建ての家だとその人がいなくなれば維持できない、あるいは相続の際に売却してしまうかもしれません。ただ、マンションだと、次の入居者もいそうですし、こういう規定が使えるのであれば、マンションでもっとみどりを増やしますとか、あるいは、確かに剪定にはすごいお金がかかっているでしょうから助かるというのは、どこの管理組合でも言ってくれるのではないかと思います。
委 員	集合住宅が軽減されると、誰が軽減されていることになるのですか。
主 税 部 長	区分所有であれば、区分所有者それぞれに固定資産税をお支払いいただきます。按分して、お一人お一人に通知を送付しています。
委 員	区分所有者が減税されている訳ですよ。ですが、マンションの緑化の取り決めとか作業自体は、管理組合がやっているかもしれないですよ。
委 員	区分所有権法以降のマンションだと建物の区分所有者（共有部分の共有持分権

		者)が管理組合の組合員です。土地部分は共有ですね。緑化は建物の話ではなく土地の話ですから、対象は共有者、です。現在の地方税法を前提とした横浜市の固定資産税の賦課通知書だと、マンションでは、区分所有者それぞれに、共有土地建物の共有割合で、建物と土地の両方について評価額と税額が出ていますね。なので、土地なら共有者が直接減免されることになると思います。ずいぶん古い時期では、市町村によっては共有者のうち代表者を決めてその代表者に通知していた時代もありましたが。
環境活動事業課担当課長		申請自体は、管理組合さんにしていただいているので、そこを通じて、個人に行くのか、推測でしかないですが、管理人さんが管理費に使われるようなことをもしかしたらやられているかもしれない。
委員		固定資産税の軽減だから、固定資産税の納税義務者に対して軽減されているはずです。
主税部長		貸家や賃貸アパートなどは大家です。
委員		所有者という意味ではそうですね。かつ貸家だから緑化しなくてよいとかいうわけではなくて、戸建てだろうが、所有マンションだろうが、賃貸マンションだろうが、緑化していただいたほうが横浜市全体としては、みどりが維持できそうだと思います。
委員		ちゃんと使っているかというのは、どのように判断するのですか。 家の所有者が減税されるわけですね。実際の緑化率の管理は、管理組合がやっていますけど、積極的に関わっている人とそうでない人と存在すると思うのですが。按分だから、平米数で割ることになりますけど、その減税したものがちゃんと緑化に使われているかどうかというのはどうやって判断しているのですか。
環境活動事業課担当課長		それは、契約の締結前に図面等でいろいろ協議をさせていただいて、確認をさせていただいています。
委員		契約前にですね。契約の途中はどうしているのですか。更新も可能なのですよね。
戦略企画課担当課長		更新可能です。更新のときは、手続きが必要になります。
環境活動事業課係長		契約の途中は、10年保全していただくという契約を守ってもらっていただかないので、特に調査とかは積極的に入っていないのですけれど、なにか通報とかがあったら調査を行い、緑化を維持していないことが判明しましたら、契約解除して違約金をいただく形で、10年間は守っていただきますという契約の中でやっています。
座長		悪意があるかわかりませんが、10年も経てば、悪意がなくても緑化を保全する義務を忘れてしまう方もいらっしゃるでしょうし。
委員		悪意があるというよりは、おそらく高齢化していった自分ではいろいろとできなくなるといえるときに、これは本当に有効なんでしょうか。戸建てであれば、次の10年間、維持しきれないかもしれませんし。
座長		原因を探らないと、単純には我々はなんともものを言いにくいのですが、これが現状で、契約件数と面積は激減をしています。このときに考えられるのは税制調査会からすると2つで、一つは軽減率を上げてもう少し効果を上げるようにする方向性。もう一つは、効果がもはやなくなって、制度導入から15年経ったのだから廃止するという方向の大きく分けると二つです。
委員		そもそも制度があまり知られなくなっているのではないですか。
座長		第3の道であるとするれば、もう少し周知をしたら効果が出るようになるのかどう

		か。
委 員		それは制度周知して、もっと緑化してください、そしてそれを維持してください。そのためにゲタを履かせますよという当初の考え方をどれぐらい維持するかです。もう実績が減ってしまっているの、原因は関係なく廃止というのも一つの選択肢ですが、私は少し、それは荒っぽいかなと思います。
座 長		これについては、横浜みどり条例に書いてありますので、制度を変えることは考えられますが、そんなに急ぐことではないです、この辺の方向性からすると今2つか3つの選択肢があります、というのが我々の今の時点の答えかなと思います。 一つは、あまり効果が見られず制度にあまり魅力がないのだから、魅力を上げられるようにもう少し軽減率を高めるというのが一つ。 二つ目は、もう効果がなくあまり魅力ないのだから、制度をもう廃止してしまうというもの。 三つめは、制度自体が知られていないので、周知期間を設けて制度周知の努力をしてみるべきだということ。これらが現時点で出せる我々の答えかなという気はします。
委 員		そうですね。
座 長		そしてこれを1、2、3年と、これからの第4期の間見ていき、第4期終了が近くなった時、第5期をやるのであれば、この軽減を続けるか廃止するか判断をした方がよしいかなと思います。このまま数字が減っていくと、本当に誰も知らない制度になってしまいます。横浜市への税収影響額は4000万円程度ですが、この誰も使わない制度を残しておくというのも恥ずかしい話です。
委 員		横浜市の持ち出しが少なく、その土地の所有者が負担して植生を維持してくれれば、横浜市としては嬉しいわけですね。
座 長		これは我々からお願いするわけにもいかないですけど、みどり環境局の方で、どうすればこの制度を利用する人が増えるのかというのはもう少し調査をされる方がよろしいのではないのでしょうか、というのが我々からの言い方です。このままでは、我々は1年か2年後には、この制度はもうやめた方がいいという結論を出す確率が高いと思います。
委 員		認定証というのは、例えばマンションの共同玄関のところに貼れるような。シールなのですか。
戦 略 企 画 課 長		シールもお渡ししていますが、認定証という形で通知をしています。
環 境 活 動 事 業 課 長		シールはこういったものをお渡ししています。
委 員		警備会社みたいな感じですね。 マンション側は、今いかにマンションの価値を下げないかというところでも苦労しています。ですから、負担が必要ではあるけれども、こういった認定を受けています、ということでそのマンションの価値を維持できることができます。あるいは、緑の多いところに住みたい人は高く買ってくれるかもしれないという付加価値をつけるチャンスを与えることができますよね。
環 境 活 動 事 業 課 長		先ほどのお話で言いますと、我々が今、検討している制度の土台となっているシールを発行する団体では、掲載されていないのでどのくらいの頻度かはわからないのですけれども、パトロールをするなど、ある一定の程度で、先ほどお話の合った

		違反对策についての制度はございます。
座	長	では、今年度も我々答申を出すことにしておりますので、そこでの書きぶりを事務局、今のようにとりまとめで大丈夫ですか。かなり整理してお伝えしたと思います。
委	員	質問よろしいですか。
座	長	はい、どうぞ。
委	員	<p>今後、制度の適用は数年間あるわけですが、数年ある間に、実態調査はもちろんのこと、ニーズ調査をした方がいいのではないかと思います。この制度は使いやすいのか、又はどこが使いにくいのか。</p> <p>あともう一つ考えていただきたいのは、令和6年度で4000万円程度の軽減額だというお話でしたけれども、それにかかる職員の皆さんの手間というのもあるわけですよ。だから少ない金額で事業として残されているというのを粛々とやっていたというのが、局として効果的なのかという側面もあるかと思います。ですので、単にこの制度を継続したいというのではなく、効果的であれば続けるのかもしれませんが、実態に即していないとすると、私が今日発言しましたように、実際に減税される方と実行部隊っていうか、特に集合住宅が入れ子になっているな、というのが懸念される場所です。</p> <p>シールの制度もいいと思いますが、全体の中での実態調査をやっていただくのがいいのかなと思います。</p>
座	長	<p>適切なお意見だと思いますので答申のほうにも書きたいと思います。</p> <p>では、農業用施設用地の話に移りたいと思います。こちらも今の話とほぼ同じで、現実として効果が非常に落ちています。資料1の11ページと資料2の25、26ページをご覧ください。我々去年が効果測定すべきだということを答申で意見として申し上げて、みどり環境局の方でやっていただくということでしたが、検討中というのがずいぶんと続いています。これについては、我々は今、不信感が強まっているというか、正直に申し上げますと、いつまで検討しているのか、という気分になっていますので、それについてご説明いただけますか。何を検討されているのか教えてください。</p>
農	政	<p>昨年度の答申で、政策効果がどの程度発揮されているか、定量的な効果測定が行われるべきであるとされたところについては、我々としても非常に重く受け止めております。具体的にどのような定量的なものを出していくのか、そこについて検討中ということです。</p> <p>実際に現場レベルでは農地の保全ということに関しての効果というのは、我々は体感をしていますし、農地の所有者の方々の意向もある程度は把握しています。それをどう整理して、どう説得力のあるものにまとめていくのか。どういった視点から考えていくのかということと専門の方々と調整しながら進めているというのが実際のところですよ。例えば農業者へのヒアリングですとか、あるいは他都市の全く同じような事例というのではないかと思いますけれど、少なくとも農家の敷地内に農業用施設用地があって、その取り扱いについて何か課題感があるのかとか。そういった農地を保全していくための手法としての妥当性ということも考え、検討を進めているということです。</p>
座	長	そうしますと、具体的にはあまりキーワードみたいなものも出すことができないような状況で、関係者に聞いてみてどうなのかといった体感的な話が多い状態ですか。

農政部長	そうですね。定量的なところについて、何をもっていうのか。例えば金銭的なもの、経済性とか。そういった形のないものをどうお示しするのとかというところに正直苦慮をしているというのが実際のところで、関係する方々に色々お聞きしながら整理しています。これはいい加減な形でまとめるわけにいかないというふうに思っていますので。
座長	この制度は当然我々の発案ではないですが、我々からしますと、最初から目的は何なのかところが非常に曖昧でした。今部長がご説明いただいたように、やはり目標がはっきりしないと定量化はできないというのも当たり前のことですので、まずは目標のところ設定していただきたいなど。緑地の保全と農業用施設がどう関係しているのかというのは、我々も実は分かっていません。農業用施設を宅地に持っていくと緑地が維持されるっていうのであれば、これが一番定量的に分かりやすいですが、果たしてここが関連するのかなというのが大いに疑問になっているというのが正直なところ。15年前から我々はずっとこれを疑問にしてきましたので、今年についても答申として去年と同等の書きぶりはせざるを得ないなというところ。すし、できるだけ早急にこの軽減措置の目的と、その目的からさかのぼってどのように効果を測定すべきなのかお示しいただき、実行していただきたい。今年度の答申は、ちょっと去年よりは強めになりますけれども、税制調査会の答申として書かせていただこうかなと思います。皆様いかがでしょうか。
委員	農家の作物の収量というのは分からないのですかね。個別で、軽減措置を受けている方々の。あるいは、家に農業用施設を持ってくるということは、農機具を車で運ばなければならないのでガソリン代がかかりますよね。それが適用を受け始めてからずっと維持できていれば、適用前と同じように、例えば軽トラを走らせて畑と家の敷地内の倉庫を行ったり来たりしているのが、だんだんガソリン代燃料費が減ってくれば、稼働率が下がっているわけだから、あまり農業に力を入れていないのではないかといえるかもしれないですね。
座長	〇〇委員、あくまでこれは農業政策ではないので。
委員	もちろんそうです。農業用施設を住宅のほうに持ってくることで収量が増えるというのを証明するのは大変です。ですが、畑に農業用施設があった時と同じように収量が確保できているのであれば、家の敷地内に農業用施設を持ってきても効果があるということですね。
座長	収量の問題なのか、そこすら分からないです。何を目的にこの制度が設けられたのかも分からないですから。
委員	そうです。ただ定量的にと考えると、何か数字で表現しなければなりませんから。
座長	あくまでもやはりこれは横浜みどり税条例第6条で定めていますから、緑の保全に役に立たないといけないわけです。
委員	最低限、みどりの保全にということですよ。
座長	はい。それがどう繋がるかというのが。
農政部長	一言でいうと農景観の保全ではありますがけれども、それを数値化し、効果を数値的に提示して、なるほどこうなのかというのが。
座長	プレハブが農地にあると何がいけないのかという話になりますよね。
農政部長	目的は農景観の保全なのですがけれども、何をもって景観が悪くなるのかとか、その辺は多少主観の部分もありまして、整理の仕方に関する議論があります。
委員	証明しなければならないのは、農地に小屋があるとマイナスだなのか、宅地内に

	<p>小屋があっても農地は維持できているのか、どちらなのですかね。その二つは証明の仕方、説明の仕方が全然違うと思います。制度を維持したい、あるいはもう廃止してしまう場合もどちらも一緒です。今の制度は、宅地内に農業用施設を持ってきたら軽減します、とすることで宅地内に農業用施設を置くように誘導しようとしています。それは宅地内に誘導しても農地は保全できるだろうという発想が前提になっているわけです。今の制度が実効的に動いているかという、例えば収量だとか燃料費が同じような水準だということができれば、少なくとも軽減措置が始まる前の、農地の中に倉庫があったときと同じように農業をやっているっていうのは、間接事実としては表現できるわけです。農地が実際に耕作の用に供されている、という要証事実をいかに証明するか、でしょう。</p>
農 政 部 長	<p>いろんなパターンがありまして、そもそも農家の敷地内に農業用施設があり、農家の敷地内に農業施設を置く状態を維持するのではなくて、農家の敷地は別利用して、農業用施設は農地にもっていくというような、いろんなパターンがあります。いずれにしても農地が農地として良好に保全していく。そしてもう一つは、農業用施設の中には当然農業機械があつて、農地を保全するためには、農業施設というのは農地の保全と一体不可分なものなので、その保全が必要。農景観を保全し農地を保全すると間接的にですけど、農業用施設の底地の部分を10年間軽減する、つまり農業用施設を10年間保全することで、イコール農地の保全につながるということです。</p>
委 員	<p>いや、それはおかしいと思いますよ。趣旨は、最初に書いたように、税制度の面から緑の保全および創造を促進するっていうものです。この場合の農地というのは、緑の保全という意味の農地として維持されるという話です。今のお話でいうと、農業用施設をどう保全して、農地としてどう保全するかというのが趣旨ではありません。なぜなら、これは何回も繰り返しになるかもしれませんが、緑の保全が目的です。そこをわかるようにしていただきたいというのが、我々がお話していることです。</p>
戦 略 企 画 部 長	<p>かねてからこの事業の目的や効果を明らかにしろというのはご指摘いただいているところですので、それを整理させていただくのとあわせて、やはりこの事業そのものが今後どうしていくかと。本当に今のままでいいのかどうかというところも含めて、我々としての考えをお示ししたいと思いますので、よろしく願いいたします。</p>
座 長	<p>早急にまたお知らせいただければと思います。</p>
委 員	<p>少し厳しいことを言うようですけども、座長がお話されていたように、やはり目的がこういうところですよという話をさせていただければ、我々の方はなるほどとなります。よろしく願いします。</p>
座 長	<p>それでは、みどり環境局の方々はここまでということで、ご丁寧な説明をいただきまして、どうも本日はありがとうございました。</p> <p>それではここからは、本年度検討してきた固定資産税と都市計画税について、答申との繋がり部分も出てきますので、まずは前回の積み残しの部分のご説明をお願いします。</p>
企 画 係 長	<p>では、議題2の資料のご説明をいたします。前回、〇〇委員からご指示いただいた、新築住宅の固定資産税の減額措置の経緯について、改正の都度の改正理由をまとめたものになります。</p> <p>4ページは第1回会議に提出した資料を再掲したものです。現在の措置の内容を</p>

振り返るために入れたものです。

次のページをご覧ください。こちら第2回会議の資料を再掲したものです。前回はこの5ページ目のスライドの、各年度の改正理由を確認すべきとご指摘いただきました。

次のページをご覧ください。ここからは、前のページにある改正年度ごとの立法担当官の解説を抜粋したものです。昭和39年の改正では、リード文にあるとおり、従前、通達による措置であったものを地方税法附則に書き込む形で法制化されました。適用期間は、一般の住宅が3年、中高層耐火建築住宅のうち、3・4階の住宅が5年、5階以上の住宅が10年とされていました。中高層耐火建築住宅を優遇した理由は、既存の宅地を立体的に利用することが必要、建築単価の差、を考慮されたということです。

次のページをご覧ください。リード文にあるとおり、5階建以上の中高層耐火建築住宅の適用期間が10年間から7年間に短縮されています。これは課税の公平性を考慮した結果ということです。

次のページをご覧ください。5階建以上の中高層耐火建築住宅の適用年数が、7年間から5年間に短縮されました。つまり、3・4階建と同じ年数に合わせまして、現在の一般住宅分については、この改正で現在の形に至っており、市町村の財政上の影響等を考慮して改正されています。

次のページをご覧ください。平成20年の改正で、長期優良住宅に係る措置が創設されました。次のページをご覧ください。令和4年の改正は、新築住宅の特例措置を適用するエリアから、特定のエリアを除外するというものです。

次のページは、令和4年の改正の詳しい資料です。

次のページをご覧ください。ここからは1世帯当たりの世帯人員の推移で、これは〇〇委員からご指示いただいたものです。

次のページをご覧ください。1世帯当たりの世帯人員の推移です。前回の会議では、総住宅数や、総世帯数、1世帯当たり住宅数や、人口・世帯数の推移を資料としてご用意しましたが、今回は、世帯数と1世帯当たりの世帯人員の推移について、全国と横浜市のデータをご用意しました。

13ページのリード文にあるとおり、1世帯当たりの世帯人員は減少傾向が続いており、2020年時点では、全国では1世帯当たり2.23人と過去最少です。次のページに横浜市の数字がありますが、横浜市は2020年時点では2.13人で、同じく過去最少です。

15ページをご覧ください。横浜市の市街地の拡大の状況についてです。こちらは〇〇委員からご指示いただいたものです。

次のページをご覧ください。この地図は、人口集中地区になった時期によって、色分けをしたものになります。横浜市では都心及び臨海部は概ね人口集中地区になっています。郊外部は高度成長期に市街地化が急速に進んだことが見て取れます。この資料では、平成17年の色分けが、事務局が今時点で入手できた最新のもののなのですが、この時点ですでに調整区域を除きほとんど人口集中地区になっているように窺われます。

次のページをご覧ください。こちらは前回の会議資料の再掲です。人口と世帯数の推移です。

次のページをご覧ください。こちらは昨年度の第5回会議で提出した資料です。樹

		<p>林地の減少要因として、宅地開発が主な要因であることが示されています。</p> <p>前回の宿題返しはここまででございます。</p>		
座	長	<p>今ご説明いただきましたところについて、委員の皆様いかがでしょうか。</p>		
委	員	<p>資料の13ページ、14ページの世帯数と人数ですが、分布が分からないのですが、世帯数が全国比なのかどうかは分かりません。マクロ的には、横浜市が全国と同じようなトレンドで世帯が増えているということは、グラフの傾きで分かります。</p> <p>それと、一世帯当たりの人数の全国平均は単純平均ですよね、地域の加重平均などはしていませんよね。</p>		
企	画	係	長	はい。
委	員	<p>そうですね。けれども世帯あたりの人数は、全国の一番新しい2020年で2.23、横浜は2.13。そうすると、しかも傾きもよく似ているので、横浜が全国平均的な世帯人数のトレンドに乗っかっているということですね。</p>		
企	画	係	長	はい。
委	員	<p>そうすると、普通に考えれば、田舎だと高齢者夫婦に新婚夫婦と子どもが一人か二人というような形が多くて、2.13よりは多いような気がします。</p> <p>一方で都心部、東京は特に顕著だと思いますが、ワンルーム・マンションだと1人で住んでいる。親元から住民票を移して世帯主になると、世帯人数が一件一人になりますから、全国平均が2.23でも田舎のほうはもう少し数が大きくて、都会はもう少し小さいのではないかと。それが平均しているんで、2.23くらいに収まっていて、横浜はその平均にほぼ乗っかっていると読んでいいのではないかと思います。</p>		
企	画	係	長	<p>地域ごとの差というのは確認できておりませんが、横浜市がそれなりに都会であると考えますと、委員がおっしゃるとおり横浜市に単身世帯が多いとしたら、もっと全国の数字が離れるはずだと思います。田舎は田舎で家仕舞しないといけないところもあるでしょうし。</p>
委	員	<p>これは現に居住している世帯の話ですよ、空き家の話ではなく、現に住んでいる人は何人で一世帯を構成しているかという。</p>		
企	画	係	長	はい、そうですね。
委	員	<p>田舎は、1人で住んでいる独居老人の人が増えているというニュースがあるぐらいですから、なくはないと思いますが、どちらかというとマンションではなくて戸建ての方が多いのでは、と。それに比べると都心はマンションで、せいぜい一人かルームメイトがいても二人くらいなのですかね。ただ、ルームメイトだと世帯にはなりません。</p>		
主	税	部	長	<p>横浜市はベッドタウンが大半で、ワンルーム・マンションが多く並んでいるエリアというのは限られてしまうのかなと。</p>
委	員	<p>そうですね。そうすると議論がしにくいですね。傾向がどちらかに振れていけば、この減額措置をもっと推進を、もしくはもう不要であると意思決定がしやすくなりますが、横浜市が全国平均と同じくらいですので、このデータだけで見るとどうするかと考えてしまうというのが一つあります。</p> <p>それから、市街化の方は、要するに、沿岸部から内陸部へ広がっていったというイメージどおりですよ。ということは、沿岸部はもうやらなくてもいいのではないかと。やるとしたらその周辺部で、資料16ページの図の色でいうと緑とか赤の地域かなと。例えば区ごとに軽減措置を残したり廃止したりすることができるのであれ</p>		

		ばですが。
主 税 部 長		区ごとというのは難しいですね。
委 員		そうですね。でも全体に市街化が進んでしまっているというふうに取り上げれば、減額措置はもう不要ではないかといっているのではないかと、私には見えません。
座 長		<p>ありがとうございます。その部分も含めて答申の中身の方に入っていきたいと思えます。</p> <p>まずは21ページの目次をご覧ください。私の方から簡単にご説明しますけれども、3章建てということで、今現時点で考えているおおよその案です。今までのご議論をまとめた形にいたしますので、ご異論は出ないかなというふうには考えています。</p> <p>1章は固定資産税の概要ということで、ここはもう教科書になります。やはり大都市とは言え市町村ですので、固定資産税と都市計画税が非常に重要だということは税収構成等々からも確認をした上で、一番大事なのが第2章です。</p> <p>第3章は先ほどの議論ですので、おおよそまとめるように先ほど整理してみどり環境局にも突きつけておきましたので、第3章はいいかなというふうに思えます。</p> <p>第2章のところ、まずは固定資産税の全国一律の新築住宅における減額措置をどうすべきなのか。今までの1回目、2回目のご議論をまとめると、もう不要ではないかと、先ほど〇〇委員がおっしゃったように、ちょっと難しいといいますが悩むところがありますが、基本的にいうと、全国一律の新築住宅の軽減というのは地方の課税権の侵害でもありますし、こんなところまで一律に決めるなど、自治体で決めさせてくれというところもありますので、廃止していいのではないのかという全国市長会の要望なんかに横並びしつつ、やめた方がいいのではないのかというのが一つの考え方になります。ただ、その上で全廃するのかどうなのかというところで、皆様のご意見をお聞きしていると、いわゆる高規格住宅あるいはリフォームして長期間居住可能にするようなもの、これについては残すというか、軽減措置を入れておくべきじゃないのかなということがあります。</p> <p>こういうことが後ろの方の論点整理のところを書いてある中身になります。特に24ページをご覧ください。これまでご議論いただいた内容と、記載の案を掲載しています。今日の時点で追加することも可能ですし、今までのご議論をまとめるとおおよそこういうことになるのかなというところでは。高規格、良質な住宅ストック、リフォーム促進といったようなところで、これが一つの案というふうになっていきます。</p> <p>もう一つ、今の〇〇委員のご議論で私も少し考えていたのは、ゾーニング的なことを書いておかないかというのがあります。具体的に政策提案ではありませんから、少し理論の整理というところも含めていくと、新築住宅に対する一律減税は廃止。ただし残し方として、一つは高規格、高規格とリフォーム等をどう繋げるかは難しいところで、どのように書くかは預からさせていただきますけれども、もう一つとして今のように市街化区域なのか、調整区域なのかといったようなことで少しゾーニング的なことは理論的には考えられるかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。</p>
委 員		リフォームも災害対策ですが、古い住宅をそのまま使い続けられると、建築基準法との関係で、旧耐震の時代の物が残っていると困るわけですよ。
座 長		そちらについては、後半の都市計画税の方で出てきます。

委員	<p>はい。比較的新しい時期になって家が建ち始めたところは、旧耐震もあるかもしれないけれども、新耐震になってから市街化が進んでいるところもあります。そういう文脈でどういうふうに市域化が進んでいったのかというのが私の前の質問でした。リフォームでも高規格のものであれば、前お話ししたと思いますが、アメリカだとペンキ塗って100年前の家が新築と同じ値段で売っています。</p>
座長	<p>そうすると固定資産税の一律はやめると。優遇を残すものとして高規格。高規格に続いて、これが、少し年月が経ったときにリフォームをして、長期で持てるような新築並みのものになった場合には、優遇を継続する。あるいは改めて優遇をするというような答申ですかね。</p>
委員	<p>そうですね。ざっくりいえば、そういう整理の仕方が納得しやすいと思います。</p>
座長	<p>そして、ここにエリア的な考えを組み合わせるべきかどうかなんです。</p>
委員	<p>私は、資料16ページの図で、色がブルーのところは最初から市街化が進んでいるので、古い家が多いということです。もちろん、もう建て替えて人もいます。あるいはもう商業地になってビルばかりのところもあると思います。それに比べると港北のあたりとか、南のあたりは比較的最近になって開発が進んだので、建築基準法的に言えば旧耐震だけれども、建築技術としては昔のよりは良いという家もあるはずです。ということはざっくり言って、このブルーのところはもう軽減措置は不要。だけれども旧耐震のものは立て替えてほしいということを見るとあった方がいいかもしれません。あるいは、緑とか赤のところは比較的新しいので、建て替えてくれるかということちょっと難しいのかなと。</p> <p>私は、ゾーニングはありだというのが前提だけれども、ブルーのところはもう古いからいりませんというのが一つ。あるいは、立て替えてほしいので、まだ建替えにはメリットを与えるべき。それから、赤とか緑のところは比較的新しいからまだ続けてあげましょう。逆に言うと、建替えてくれないからもういらぬというものありだと思います。そのどちらかではないですかね。</p> <p>住んでいる場所が問題なのではなく、その地域がいつごろ市街化し建築物が建築されたか、その時点の基準耐震性能はどの程度であったか、が問題だと考えています。市内区域が全体で同時に市街化したわけではなく大半の建築物の建築時期にずれがあるわけですから、旧耐震を中心に建て替えてもらうことが一般市民の安全に繋がるのであれば、そのようなゾーニングもあり得ると思いますね。</p>
座長	<p>ありがとうございます。</p> <p>では、固定資産税については今のようなまとめ方をさせていただきます。</p> <p>もう一つ、都市計画税の方は、省エネルギー等の話と耐震関係の2つになります。資料の26ページをご覧ください。住宅政策、省エネルギーですね。前から我々ずっと何年かにわたりこれを見てきていますけれども、特に高規格を固定資産税でやるのであれば、それと歩調を揃えるという形で、都市計画税で省エネルギー性能、何かそういうものも入れていくというのは、ここに書いてあるようなことよろしいですか。これあくまで理論なので下から三つ目のポツに書いてあるように、逆に性能が悪いものは重課するというのも一文入れておくとバランスが取れるかなと。これはよろしいですか。はい。</p> <p>では、そうすると次のページの論点整理のもう一つの耐震の方になってきます。資料の28ページ、これが最後の都市計画税の論点整理で、これも〇〇委員からやはりリスクの高いところは重点化すべきだと。</p>

委	員	義務道路周辺ですね。
座	長	はい。そうすると逆にそこを優遇するという手もあるということで、これは両方書くのでしょうか。
委	員	私が言っていたのは、例えば10年間は優遇して、優遇を受けている間に耐震改修、建て替えをしてください。その期間が終わったら重課しますよ、というのも手法としてありなのではないかということです。
座	長	インセンティブからすればわかりやすいですね。優遇している間に建替資金を貯めるというわけにはいかないでしょうけれど、耐震化をしてください。新しく耐震化をしたところは軽減します、ということですね。
委	員	税制調査会の答申で、罰則的重課というのは書きますか。
座	長	いいのではないですか。全然問題ないですよ。あくまで理論ですから。
委	員	それに、義務道路が機能を果たせないようなリスクが建物に内在するということは、義務道路を使って救われるべき遠くに住んでいる一般市民に対してリスクを与えているわけですから。地震が起きたときに市民が逃げられないとか、救急車、消防車が通れず阪神・淡路大震災のときのようになってしまうと、一般市民は困りますよね。
座	長	そういうことです。しかもこれは理論ですから、我々は当然両方を考えないといけません。効果を持たせないといけませんから。いかに住民の安全を守って、それを税制面から支えられるかということですから。
委	員	わかりました。
座	長	いかがでしょうか。
委	員	これは、イメージしているのはマンションですか。それとも戸建てでしょうか。
座	長	マンションと戸建ての両方です。
委	員	市域全体を同時に、というのは無理だと思いますので、特に義務道路の沿線ですね。
座	長	木造住宅が一番危ないですから。
委	員	そうですね。木造で多いのはやはり商店とか小売りのお店ですよね。
主 税 部 長	長	後は、道路幅以上に高さがある住宅ですね。これが倒れてしまうと道路をふさいでしまいますので。そういった、道路沿いに建っているある程度の高さのある住宅が対象ですね。
委	員	それは集合住宅も入りますか、それとも戸建てだけですか。
主 税 部 長	長	先ほど申し上げたのは物資の輸送路となるような幅の広い道路でして、倒れたときに幅の広い道路をふさいでしまうような戸建てはあまりないかと思いますが、通行が困難になるような建築物が対象です。
座	長	そこを考えると、もう重課だけでもいいような気がしますね。
委	員	確か耐震の補助金とかも出していますよね。
主 税 部 長	長	そうですね。
座	長	そもそもこの都市計画税の減税というのは、耐震化の工事をしたら軽減しますというものですよね。
主 税 部 長	長	そうです。
座	長	そうすると、耐震化の工事をしないなら重課します、耐震化の工事をしたら軽減する、あるいは税額はゼロというのでもいいです。
委	員	いきなり重課というのは厳しすぎると思いますよ。政策誘導をするわけですか

		ら、それに乗ってくれるならメリットを与えてもいいと思いますけどね。
座	長	気持ちはわかりますが、工事はしてもらえないと思いますよ。
委	員	ですから、そのときに重課を設けるわけです。
委	員	そうすると、実行可能性はどうかかなと思います。
座	長	確かにないですね。
委	員	答申に書いてはいけないというわけではありませんが、実行可能性というところでは疑問かなと。
座	長	我々の役割とすると、理論の整理というのがあります。今回は特段実行可能性というの追求していませんので。
委	員	重課というのは結構大変です。皆さん自分の持っている土地でお店をやっている、税金は全然かからないような状態ですから。
委	員	そうしたことをするには、告知期間があったほうが良いと思います。
座	長	告知期間といっても、これは耐震工事をしなければ関係ありません。要は耐震工事をやらないと、軽課の方は関係がありませんので。
委	員	ですから、10年ぐらいで軽課の措置を設けて、それに乗りたい人が乗れるようにしたらいいと思います。その後は経過もありだけど、耐震工事をしない人には重課します、というように税額を真ん中に戻すのではなく、上と下に分かれるようにすればよいと思います。
座	長	そうすると、現状の制度は継続しておいて、周知を図る。そして何年か経過したら重課するという提案。要は、現時点でやっている軽課措置は継続するということですね。
委	員	そして、それぞれ政策誘導に応じてくれることを期待すると。ただ、いつまでも期待しているわけにはいきませんから、10年経ったらこういうことも考えますよということ。法定外目的税を仕組んでもいいでしょう。
座	長	今のようなまとめでいかがでしょうか
委	員	私はあまりピンと来ていません。
座	長	書きぶりの問題です。
委	員	軽課はやめるということですか。
座	長	やめるとは言ってないですよ。耐震工事をすれば軽課します。ただ、〇〇委員は、私が即時やるべきとしているのを、10年待った方がよいと言っているだけです。
委	員	そういうことです。その間に耐震工事を誘導できるものは誘導したほうが良い。
委	員	何を誘導するのですか。
委	員	耐震工事です。今の時点で耐震工事をしてくれるなら、それはいいことですから。
座	長	あくまで理論ですからね。
委	員	あまりそういった優遇措置を設けても、効果はどうかだろうかと。
座	長	はっきり言って、効果を考えたら効果はないですよ。今の軽課措置だって、工事をするお金がなければやらないですよ。だから、10年後重課しますというインセンティブを与えて、なんとか10年間のうちに耐震工事をしてもらおうということです。工事をしてくれば税は軽くなるということにして。
委	員	軽くなるというか、選択肢の一つは今と変わりませんということです。さらに、要件満たした場合は税が軽くなるようにする。

委 座	員 長	実際に動いてもらうには、何か足りないような気がします。
		もっと厳しくしたほうがいいのかということですか。
委	員	いえ、そういうことではなくて、実際に耐震工事をしようとするには足りないような気がします。
座	長	耐震工事をやってくれるかどうかという実際の効果、ということですね。それは難しいですね。やはり私有財産に対して、何百万円もかかる改修工事をやってもらうというのは大変です。
委	員	この論点だけではなく、市民を政策誘導するのにそもそも税制措置だけでは難しいですね。
座	長	横浜市が財政的にすごく余裕があれば、代執行するのが一番効くと思いますが、できるわけがありませんので。究極の解決策はそれですよ。
委	員	そう思います。
座	長	耐震工事のお金が出せない人はたくさんいますから。
主 税 部	長	耐震工事については、補助制度があるにはありますが。
座	長	それも補助率を8割、9割補助しないと効果はあまりないと思いますね。
委	員	建築基準法の制度と合わせて考えることもできますよ。建築基準法を基に調査して、これでは基準に違反しているけれども、工事して是正するなら補助金が出ますよ。あるいは減免措置が適用されますよ、というように。それを無視し続けると法令違反にはそれなりの措置を、かつ、税負担も増える、と。外部不経済ですから。
座	長	いずれにしてもお金がかかりますね。 さて、こういったという取りまとめになりますけどよろしいですか。〇〇委員どうぞ。
委	員	固定資産税の部分に戻りますが、新築住宅における全国一律の軽減措置を横浜市はやらないという方向の書きぶりだと思うのですが、地方税法で決めているものを横浜市だけやらないというのは可能なのですか。
座	長	ですから、国に対する要望になります。要望という言葉はあまり使いたくないですが、実際に指定都市市長会も要望等々は何回も出しています。
委	員	要望という形なのですね。実際にやろうとしたらどうするのかと思いました。
座	長	要望という言葉は使いたくないですね。何年も要望してきても変わらなかったという歴史をたどってきていますので。今回は固定資産税をこういうふうに変えるべきだという税制調査会の意見ということで答申をまとめるということです。 第三点はみどり税とあわせて措置している軽減措置についてですが、先ほどの議論でいたいよろしいですね。両方とも否定的に書きます。 〇〇委員どうぞ。
委	員	資料の29ページですが、「制度の継続を完全否定はしないが」と両方の制度のところに入っていますが、これは今年はいらないのではないかと思います。
主 税 部	長	去年の段階ではこのように答申に書いてありましたので、資料ではそのまま載せています。
座	長	今年はどちらも完全否定で書きたいと考えています。
委	員	去年とは変えて書いていただければ。
座	長	先ほどまとめたとおり、今年も両方とも強めにしたいと思います。特に、農業用施設用地の方については完全否定しますが、基準を超える緑化の方にはちょっと悩みがありまして、先ほど言ったように調査も必要ですので、書くことが多くあります

		から、そこを少し書きます。その上で、方向性とするともうやめるか、もっと拡充するか、もしくはというところで、前提で言いましたように調査が必要、周知させるかということですね。これを出しておいて、第5期の横浜みどり税の議論をするときには、もうこの二つの減額措置は廃止というのが一番正しいかなと思います。
委	員	これは元々、緑被率を維持するというのが、根底にあったものですよね。
座	長	基準を超える緑化の方はそうですけれども、2番目農業用施設用地の方は、もっぱら政治的なものなのだろうと受け止めています。我々が議論していた当時は、これはありませんでした。 これまで我々税制調査会としては、ずっと疑義を呈してきたのです。ですが、この制度を守らなきゃいけないのがみどり環境局の立場ですから、この制度の継続は必要だ、とっているということです。
委	員	これは農業用施設のある部分の土地を安くしてくれということで、それは農業を継続するために必要だから、ということなのですかね。
座	長	直接は言っていないですけど、そういうことですね。
主 税 部	長	農景観の維持と説明されています。
委	員	そうすると、なぜそれが緑被率を維持することになるのだという話なのです。「駄目でしょ」と言い続けているのですけれど。
座	長	これが出てきたときに大反対したのですが。
委	員	これは、農業用施設を農地から宅地に移転させたら適用されるのですか。それとも、もともと宅地に農業施設があったら、それだけで安くなるのですか。農地に農業用施設があるイメージがないです。住宅のとなりに倉庫があって、そこからトラクター等で農地に行くわけですから、農地は農地のままじゃないかと。
座	長	そういうことです。辻褄は合っていないのです。
委	員	そうです。宅地にそういった農業用施設があるので、その土地を減税しろという話です。
座	長	ですから税制調査会からすれば、見直しが必要だという話なのです。
委	員	承知しました。そうしたらもうちょっとダイレクトに農業支援のような助成制度があればいいのでは。
座	長	ちょっと起源を簡単にお話すると、我々税制調査会は農業をみどり税の充当先に入れること自体反対していました。第二の柱ってということで、農景観として水田の視察に行ったのですけれど、やっぱりこれは産業支援になるので、生業支援にみどり税の枠組みを活用するのは適切でないのですね。別の予算でやってください、と。
委	員	農業支援をするのは別にかまわないですよ。
座	長	そのとおりです。
委	員	それが緑化になるかなといえば、それはどうなのかなという感じで。
座	長	多少重なる部分はあるにしても、みどり税条例の枠組みの中ではやらないでくれというのが正直なところですよ。
委	員	わかりました。ありがとうございます。
座	長	それでは本日も良いご意見をいただきまして、一応座長預かりということにさせていただきます、答申案ができ上がり次第皆さんにご確認いただいて、微調整をしていただければと思っております。では事務局にお戻しします。
主 税 部	長	はい、次回は答申案を固めてご議論をいただくということで、1月中旬ぐらいに

	開催したいと考えております。こちらはまた近日中に日程調整のご連絡をさせていただきます。また、本日の議事録につきましても、作成しましたら委員の皆様にご確認をいただきたいと思ひます。
座	長 よろしくお願ひいたします。では、本日は以上です。ありがとうございました。